

兵庫県公報

平成31年3月29日 金曜日 第18号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
病院局管理規程	
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	1
人事委員会規則	
○ 職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	2
○ 超過勤務に関する規則の一部を改正する規則	7
○ 人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	7
○ 人事委員会事務局文書管理規則の一部を改正する規則	8
○ 人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	8
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	9
○ 平成9年人事委員会告示第1号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正	16
人事委員会訓令	
○ 人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令	16
○ 人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令	16
○ 人事委員会公印規程の一部を改正する訓令	16

公布された法令のあらまし

- 職員[○]の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第4号）
行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 超過勤務に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第5号）
職員の超過勤務時間の上限について所要の整備を行うこととした。
- 人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第6号）
事務執行体制の整備を図るため、組織について所要の整備を行うこととした。
- 人事委員会事務局文書管理規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第7号）
人事委員会事務局の組織改正に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第8号）
職員が多様な勤務形態を選択することができるよう、職員の勤務時間について所要の整備を行うこととした。

病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成31年3月29日

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

兵庫県病院局管理規程第4号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第10項の表料金の欄中「15,400円」を「15,700円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「5,000円」を「5,100円」に、「3,500円」を「3,600円」に、「2,800円」を「2,900円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「3,600円」

を「3,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行の日前に診断書、証明書その他これらに類する文書の交付の申請をした者に係る当該文書の料金については、改正後の兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程第3条第10項の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

人 事 委 員 会 規 則

職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年 3月29日

兵庫県人事委員会

委員長 太 田 和 成

兵庫県人事委員会規則第4号

職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款を次のように改める。

知事 の事 務部 局	本庁	(1) 技監 (2) 理事 (3) 会計管理者 (4) 部長 (5) 政策創生部長 (6) 女性生活部長 (7) 福祉部長 (8) 環境部長 (9) まちづくり部長 (10) 局長（行政職10級の者に限る。） (11) 参事（行政職特10級及び10級の者に限る。）	1種
		(1) 新庁舎整備室長 (2) 専門職大学準備室長 (3) 出納局長 (4) 知事室長 (5) 局長（行政職10級の者を除く。） (6) 観光監 (7) 県土安全参事 (8) 住宅参事 (9) 工事検査室長	2種
		(1) 計画監 (2) 参事（行政職9級及び医師・歯科医師職4級の者に限る。） (3) 課長 (4) 職員相談員	3種

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 室長 (2) 参事（行政職 9 級及び10級並びに医師・歯科医師職 4 級の者を除く。） (3) 不正軽油特別対策官 (4) 個人住民税特別対策官 (5) こども安全官 (6) 監察医務官 (7) 食品安全官 (8) 家畜安全官 (9) 主任広報専門員 (10) 職員健康相談員 (11) 主任技術専門員（行政職 8 級の者に限る。） 	4 種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 企画官 (2) 副課長 (3) 班長（行政職 7 級の者に限る。） (4) 研究参事 	5 種
	水産課はやたか船長	7 種
地方 機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県民総合相談センター所長 (2) 兵庫陶芸美術館長 (3) 県民局長及び県民センター長 (4) 東京事務所長 (5) 自治研修所長 (6) 広域防災センター長 (7) 県立健康科学研究所長 (8) こども家庭センター所長（行政職10級の者に限る。） (9) 県立総合衛生学院長 (10) 県立工業技術センター所長 (11) 県立ものづくり大学校長 (12) 県立農林水産技術総合センター所長 (13) 県立淡路景観園芸学校校長 (14) 森林動物研究センター所長 (15) こども総括監 	1 種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県民局の副局長及び県民センターの副センター長 (2) 県民局及び県民センターの室長（行政職 9 級の者に限る。）及び参事（行政職 9 級及び医師・歯科医師職 4 級の者に限る。） (3) 但馬長寿の郷長 (4) 県税事務所長（行政職 9 級の者に限る。） (5) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職 4 級の者に限る。） (6) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職 9 級の者に限る。） (7) 土木事務所長（行政職 9 級の者に限る。） (8) 県立健康科学研究所副研究所長 (9) こども家庭センター所長（行政職 9 級の者に限る。） (10) 県立工業技術センター次長 (11) 県立農林水産技術総合センター次長 	2 種

<ol style="list-style-type: none"> (1) 県民局及び県民センターの室長(行政職9級の者及び事務所の室長を除く。)、 参事(行政職9級の者及び事務所の参事を除く。)及び次長 (2) 兵庫陶芸美術館副館長 (3) 県立男女共同参画センター所長 (4) 但馬長寿の郷の管理部長 (5) 県税事務所長(行政職9級の者を除く。) (6) 健康福祉事務所長(医師・歯科医師職4級の者を除く。) (7) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長(行政職9級の者を除く。) (8) 農業改良普及センター所長(行政職8級の者に限る。) (9) 但馬水産事務所長 (10) 土地改良事務所長 (11) 土地改良センター所長(行政職8級の者に限る。) (12) 土木事務所長(行政職9級の者を除く。) (13) 尼崎港管理事務所長 (14) 姫路港管理事務所長 (15) 東京事務所次長(総括次長に限る。) (16) 自治研修所次長 (17) 職員健康管理センターの所長、室長及び職員診療所長(医師・歯科医師職4 級及び3級の者に限る。) (18) 消費生活総合センターの所長 (19) 広域防災センターの次長 (20) 保健所長 (21) こども家庭センター所長(行政職10級及び9級の者を除く。) (22) 女性家庭センター所長 (23) 県立明石学園長 (24) 県立総合衛生学院副学院長 (25) 食肉衛生検査センター所長 (26) 動物愛護センター所長 (27) 県立身体障害者更生相談所長 (28) 精神保健福祉センター所長及び次長 (29) 県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校長 (30) 県立但馬技術大学校の副大学校長及び部長 (31) 県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校長 (32) 県立神戸高等技術専門学院長 (33) 県立障害者高等技術専門学院長 (34) 兵庫障害者職業能力開発校長 (35) 旅券事務所長 (36) 県立農林水産技術総合センターの参事、農業大学校長及び技術センター所長 (37) 家畜保健衛生所長 (38) 森林大学校長 (39) 六甲治山事務所長 (40) 森林動物研究センター次長 (41) 県立淡路景観園芸学校副校長 	3種
---	----

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県民総合相談センター次長 (2) 広域防災センターの消防学校長 (3) 消費生活センター長 (4) 農業改良普及センター所長（行政職8級の者を除く。） (5) 県税事務所の収税室長及び課税室長 (6) 健康福祉事務所の福祉室長 (7) 土地改良センター所長（行政職8級の者を除く。） (8) 土木事務所の室長 (9) 参事（県民局及び県民センターの参事（事務所の参事を除く。）を除く。） (10) 東京事務所次長（総括次長を除く。） (11) 消費生活総合センターの次長及び部長 (12) 広域防災センターの部長 (13) 県立健康科学研究所の危機管理部長 (14) 県立総合衛生学院事務部長 (15) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職8級の者に限る。） (16) 県立知的障害者更生相談所長 (17) 県立工業技術センター総務部長 (18) 県立ものづくり大学校企画部長 (19) 県立農林水産技術総合センター総務部長 (20) 森林動物研究センターの部長 (21) 県立淡路景観園芸学校総務部長 	4種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 副所長 (2) 室長補佐及び所長補佐 (3) 職員健康管理センター職員診療所長（医師・歯科医師職4級及び3級の者を除く。） (4) 広域防災センターの消防学校副校長 (5) 県立健康科学研究所の部長（危機管理部長を除く。） (6) 県立明石学園副園長 (7) 県立総合衛生学院の看護・介護部長 (8) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職7級の者に限る。） (9) 動物愛護センターの動物管理事務所長及び支所長 (10) 県立工業技術センターの部長（総務部長を除く。）、総務部次長及び工業技術支援センター所長 (11) 県立ものづくり大学校の企画部次長及び姫路職業能力開発校副校長 (12) 県立但馬技術大学校の部次長及び豊岡職業能力開発校副校長 (13) 県立神戸高等技術専門学院副学院長 (14) 県立障害者高等技術専門学院副学院長 (15) 兵庫障害者職業能力開発校副校長 (16) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校副校長、企画調整・経営支援部長、技術センターの部長、病虫害防除所長並びに但馬水産技術センター所長及び内水面漁業センター所長 (17) 森林大学校副校長 (18) 森林動物研究センター業務部副部長 (19) 県立淡路景観園芸学校総務部次長 	5種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県立工業技術センターの室長及び部次長 (2) 県立農林水産技術総合センターの農業技術センター次長及び水産技術センター但馬水産技術センター次長 	6種

	県立農林水産技術総合センター水産技術センターの新ひょうご船長及びたじま船長	7種
--	---------------------------------------	----

別表第1 教育委員会事務局の款を次のように改める。

教育 委員 会事 務局	本庁	教育次長	2種
		(1) 参事（行政職9級の者に限る。） (2) 課長	3種
		(1) 室長 (2) 参事（行政職9級の者を除く。）	4種
		(1) 副課長 (2) 班長（行政職7級の者に限る。）	5種
	地方 機関	(1) 県立美術館の館長及び副館長（行政職10級の者に限る。） (2) 県立図書館長 (3) 県立歴史博物館長 (4) 県立人と自然の博物館長 (5) 県立考古博物館長	1種
		(1) 県立南但馬自然学校長 (2) 県立但馬やまびこの郷所長 (3) 県立教育研修所長 (4) 県立コウノトリの郷公園長	2種
		(1) 教育事務所長 (2) 県立美術館の副館長（行政職9級の者に限る。）及び次長 (3) 県立図書館次長（行政職9級の者に限る。） (4) 県立歴史博物館次長（行政職9級の者に限る。） (5) 県立人と自然の博物館次長（行政職9級の者及び研究職5級の者に限る。） (6) 県立考古博物館副館長	3種
		(1) 県立特別支援教育センター所長（兼務者を除く。） (2) 県立南但馬自然学校副校長（行政職8級の者に限る。） (3) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職8級の者に限る。） (4) 県立教育研修所の部長及び参事（これらの職員のうち、兼務者を除く。） (5) 県立図書館次長 (6) 県立歴史博物館次長（行政職8級の者に限る。） (7) 県立人と自然の博物館次長（行政職8級の者に限る。） (8) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職8級の者に限る。） (9) 県立考古博物館の部長 (10) 県立考古博物館加西分館長	4種
		(1) 教育事務所長の副所長及び所長補佐 (2) 県立南但馬自然学校副校長（行政職7級の者に限る。） (3) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職7級の者に限る。） (4) 県立美術館館長補佐 (5) 県立図書館館長補佐 (6) 県立歴史博物館館長補佐 (7) 県立人と自然の博物館館長補佐	5種

	(8) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職7級の者に限る。）及び所長補佐 (9) 県立考古博物館館長補佐 (10) 県立考古博物館加西分館分館長補佐	
	県立特別支援教育センター副所長	6種
	(1) 県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の事務長 (2) 県立香住高等学校但州丸船長	7種

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項第1号中「部長」を「部長 新庁舎準備室長」に、「公館長」を「公館長 県土安全参事」に改め、同款県民局・県民センターの項中「事務所長」を「事務所長 県税事務所の収税室長及び課税室長」に改め、同款消費生活総合センターの項中「企画研修課長」を「指導調整課長」に改め、同款県立総合衛生学院の項第2号中「看護部長」を「看護・介護部長」に改め、同表教育委員会の款県立考古博物館の項中「部長 館長補佐」を「部長 分館長 館長補佐 分館長補佐」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



超過勤務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

兵庫県人事委員会
委員長 太田和成

兵庫県人事委員会規則第5号

超過勤務に関する規則の一部を改正する規則

超過勤務に関する規則（平成29年兵庫県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「正規の勤務時間以外の時間」の右に「並びに第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づき特に勤務することを命じられた時間」を加える。

第4条の見出し中「休日」を「週休日等」に改め、同条第1項中「休日」を「週休日又は休日（休日の代休日を含む。）」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第5条中「及び前条（第1項を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

兵庫県人事委員会
委員長 太田和成

兵庫県人事委員会規則第6号

人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局組織規則（昭和59年兵庫県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

課名	班名

任用課	総務審査班 任用班
給与課	給与班

第3条の見出し中及び同条中「総務課」を「任用課」に改め、同条第21号中「職員課」を「給与課」に改め、同号を第25号とし、同項第20号の次に次の4号を加える。

- (21) 職員の任用に関する事。
- (22) 職員の定年等に関する事。
- (23) 研修及び人事評価に関する事。
- (24) 人事記録に関する事項の管理に関する事。

第4条の見出し中及び同条中「職員課」を「給与課」に改め、同条第6号中「給料表」を「給与、勤務時間、その他の勤務条件」に改め、同条中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



人事委員会事務局文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

兵庫県人事委員会
委員長 太田 和 成

兵庫県人事委員会規則第7号

人事委員会事務局文書管理規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局文書管理規則（平成12年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項及び同条第3項中「総務課長」を「任用課長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

兵庫県人事委員会
委員長 太田 和 成

兵庫県人事委員会規則第8号

人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

職員の勤務時間は、次のいずれかの時間とする。

- (1) 午前8時15分から午後5時まで
- (2) 午前8時45分から午後5時30分まで
- (3) 午前9時から午後5時45分まで
- (4) 午前9時30分から午後6時15分まで

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 3月29日

兵庫県人事委員会
委員長 太 田 和 成

兵庫県人事委員会告示第3号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条の2関係）

行政職給料表級別職務区分表

職務の級 組織名	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
知事の内部部局	職員	職員	主任 職員	主査 機関長	班長 主幹 船長 生活創造 活動専門 員 生涯学習 専門員 軽油調査 専門員 健康管理 専門員 統計専門 員 企画専門 員 計量専門 員 渉外専門 員 検査専門 員 換地専門 員 農地管理 専門員 環境創造 型農業專 門員 畜産専門 員 森づくり 専門員 林業専門 技術員 水産業專 門技術員 技術専門 員 会計審査 ・指導專 門員 工事検査 専門員 青少年指 導専門員 児童指導 専門員	班長 副課長 班長 企画官 副隊長 主任生活 創造活動 専門員 主任生涯 学習専門 員 主任軽油 調査専門 員 主任統計 専門員 主任計量 専門員 主任渉外 専門員 主任換地 専門員 主任農地 管理専門 員 主任環境 創造型農 業専門員 主任畜産 専門員 主任技術 専門員 主任工事 検査専門 員 主任青少 年指導專 門員 主任児童 指導専門 員 主任文化 専門員 主任専門 技術員 船長	課長 室長 参事 隊長 不正軽油 特別対策 官 個人住民 税特別対 策官 子ども安 全官 食品安全 官 家畜安全 官 主任広報 専門員 職員健康 相談員 職員相談 員 主任技術 専門員	局長 新庁舎整 備室長 専門職大 学準備室 長 知事室長 出納局長 工事検査 室長 計画監 参事 県土安全 参事 住宅参事	会計管理 者 部長 政策創生 部長 女性生活 部長 福祉部長 環境部長 まちづく り部長 局長 参事 観光監	理事 技監

					文化専門 員 専門技術 員 機関長					
兵庫県民総合相談 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	次長		所長	
兵庫陶芸美術館	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	参事	副館長	館長	
県立男女共同参画 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐		所長		
県民局又は県民セ ンター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	参事	副局長 副センタ ー長 参事	局長 県民セン ター長 参事	
室	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 地域再生 専門官 青少年指 導官 消費生活 専門員 班長 課長補佐	室長補佐 主任青少 年指導官 主任消費 生活専門 員	室長 次長 参事	室長		
消費生活セ ンター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 消費生活 専門員 課長補佐	室長補佐 主任消費 生活専門 員	消費生活 センター 長			
県税事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 室長 税務専門 員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任税務 専門員	所長 参事 室長	所長		
健康福祉事務 所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐 健康管理 専門員 栄養指導 専門員 地域保健 専門員 食品安全 専門官 監査指導 専門員	副所長 所長補佐 主任健康 管理専門 員 主任栄養 指導専門 員 主任地域 保健専門 員 主任食品 安全専門 官 主任監査 指導専門 員	所長 参事 福祉室長			
但馬長寿の郷	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	管理部長	但馬長寿 の郷長		
農林（水産）振 興事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 所長補佐 農政推進 専門員 森林専門 員 技術専門 員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政 推進専門 員	所長 参事	所長		
農業改良普 及センター	職員	職員	主任 職員	普及主査	課長 課長補佐	所長 所長補佐	所長			

但馬水産事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 水産業専門技術員 課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
土地改良事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 技術専門員 土地改良施設専門員 土地改良管理専門員 課長補佐	副所長 所長補佐	所長 参事	所長		
土地改良センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 農地整備専門員 技術専門員 土地改良施設専門員 土地改良管理専門員 課長補佐	所長 所長補佐	所長			
六甲治山事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
土木事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 技術専門員 課長補佐	所長 副所長 所長補佐 主任技術専門員	所長 室長 参事	所長		
尼崎港管理事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 技術専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任技術専門員	所長 室長			
姫路港管理事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 技術専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任技術専門員	所長			
東京事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	次長	参事	所長	
自治研修所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐		次長	所長	
職員健康管理センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	所長補佐		所長		
職員会館	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	館長 副館長 職員福利センター 所長 課長補佐					
消費生活総合センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 消費生活専門員 課長補佐	所長補佐 主任消費生活専門員	次長 部長	所長		

広域防災センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 防災教育専門員 消防教育専門員 課長補佐	消防学校副校長 主幹 主任消防教育専門員 所長補佐	部長	消防学校長 次長	センター長	
県立健康科学研究所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	所長補佐	部長	副研究所長		
保健所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 室長 課長補佐 健康管理専門員 栄養指導専門員 地域保健専門員 食品安全専門官	副所長 所長補佐 主任健康管理専門員 主任栄養指導専門員 主任地域保健専門員 主任食品安全専門官				
こども家庭センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 児童福祉専門員 企画指導専門員 課長補佐	副所長 所長補佐	所長 参事	所長	所長 こども総括監	
女性家庭センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐		所長		
県立明石学園	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副園長 所長補佐	園長			
県立総合衛生学院	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 教務主任 課長補佐	部次長 所長補佐	部長	副学院長	学院長	
食肉衛生検査センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	食肉衛生検査所長 副所長 所長補佐	食肉衛生検査所長	所長		
動物愛護センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 動物愛護専門員 課長補佐	副所長 動物管理事務所長 支所長 所長補佐 主任動物愛護専門員	所長			
県立身体障害者更生相談所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主任調整専門員 所長補佐	所長			
県立知的障害者更生相談所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主任調整専門員 所長補佐	所長			
精神保健福祉センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 精神保健福祉専門員 課長補佐 主幹	主任精神保健福祉専門員 所長補佐		次長		

県立工業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	部次長 所長補佐	部長	次長		
県立ものづくり大学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育専門員 課長補佐	部次長 副校長 主任職業教育専門員 所長補佐	部長 姫路職業能力開発 校長		校長	
県立但馬技術大学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育専門員 課長補佐	副校長 部次長 主任職業教育専門員 所長補佐	部長 豊岡職業能力開発 校長	校長 副大学校長		
県立神戸高等技術専門学院	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育専門員 課長補佐	副学院長 主任職業教育専門員 所長補佐	学院長			
県立障害者高等技術専門学院	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育専門員 課長補佐	副学院長 主任職業教育専門員 所長補佐	学院長			
兵庫障害者職業能力開発校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育専門員 課長補佐	副校長 主任職業教育専門員 所長補佐	校長			
旅券事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 出張所長 課長補佐	副所長 所長補佐		所長		
県立農林水産技術総合センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 専門技術員 農業教育専門員 課長補佐	局次長 副室長 主任専門技術員 所長補佐	局長 部長 室長	次長 参事	所長	
農業大学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 農業教育専門員 課長補佐	副校長 主任農業教育専門員		校長		
農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
北部農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
淡路農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
畜産技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
森林林業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	部次長 課長 林業専門技術員 課長補佐	副所長 部長 部次長 所長補佐				

水産技術センター	職員	職員	主任職員	機関長 通信長 課長補佐 主査	船長 課長 漁業研修館長 水産業専門技術員 機関長 通信長 課長補佐	副所長 副場長 部長 内水面漁業センター所長 所長補佐 船長				
家畜保健衛生所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 畜産専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任畜産専門員	所長			
県立森林大学校	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 森林教育専門員	副校長 主任森林教育専門員		校長		
森林動物研究センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐 森林動物専門員 野生鳥獣資源活用専門員	副部長 所長補佐 主任森林動物専門員 主任野生鳥獣資源活用専門員	次長 部長		所長	
県立淡路景観園芸学校	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 景観園芸専門員 課長補佐	次長 所長補佐 主任景観園芸専門員 景観園芸専門員	副校長 部長		校長	
議会事務局	書記	書記	主任書記	主査	班長 主幹 政務調査員 記録専門員	副課長 班長	課長 室長 参事	次長		事務局長
監査委員事務局	書記	書記	主任書記	主査	班長 主幹	副課長 班長	課長	次長		事務局長
選挙管理委員会	書記	書記	書記	書記		次長	書記長			
人事委員会事務局	事務職員	事務職員	主任事務職員	主査	班長 主幹	副課長 班長	課長 参事			事務局長
労働委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査	班長 主幹	副課長 班長	課長	次長		事務局長
収用委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査		班長	事務局長			
海区漁業調整委員会事務局	書記	書記	主任書記	主査		事務局長 班長	事務局長			
教育委員会事務局	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任事務職員 技術職員	主査	班長 主幹 管理主事 技術専門員	室長 副課長 班長 主任管理主事 主任技術専門員	課長 室長 参事	教育次長 参事		
教育委員会事務局 教育事務所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 班長 管理主事 課長補佐	副所長 所長補佐 主任管理主事	所長 参事	所長		

県立特別支援教育センター	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
県立南但馬自然学校	事務職員	事務職員	主任 事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副校長 所長補佐	副校長	校長		
県立但馬やまびこの郷	事務職員	事務職員	主任 事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	副所長	所長		
県立教育研修所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 班長 課長補佐	部長 所長補佐	部長 参事	所長		
県立美術館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	館長補佐	副館長 次長	館長 副館長	
県立図書館	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査 司書	課長 調査専門員 司書 課長補佐	館長補佐 主任司書 主任調査専門員	次長 館長補佐	次長	館長	
県立歴史博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立人と自然の博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立コウノトリの郷公園	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副園長 所長補佐	副園長	園長		
県立考古博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐 調査専門員	館長補佐 分館長補佐 主任調査専門員	部長 分館長	副館長	館長	
県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	機関長 通信長 主査	事務長 船長 課長補佐 機関長 通信長	事務長 船長	事務長			
警察本部	職員	職員	主任 職員	主査	課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐 係長	次席 主幹 課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐	課長 場長 参事			
神戸市警察部	職員	職員	主任 職員		係長					
方面本部	職員	職員	主任 職員		係長					
警察署	職員	職員	主任 職員	主査	課長 係長	主幹				
警察学校	職員	職員	主任 職員	主査	校長補佐 係長	副校長 主幹 校長補佐	参事			

備考

- 1 会計管理者及び知事の内部部局の参事については、当分の間、特10級とすることができる。
- 2 兵庫陶芸美術館の副館長の職務については、当分の間、10級とすることができる。
- 3 観光監、こども総括監、県立明石学園の園長、県立神戸高等技術専門学院の学院長及び県立淡路景観園芸学校の副校長の職務については、当分の間、9級とすることができる。
- 4 広域防災センターの消防学校長、県立ものづくり大学の副校長及び旅券事務所の所長の職務については、当分の間、8級とすることができる。

- 5 知事の内部部局の主幹及び兵庫障害者職業能力開発校の校長の職務については、当分の間、7級とすることができる。
- 6 知事の内部部局に置かれる係長の職務については、6級とする。
- 7 知事の内部部局の項から議会事務局の項まで、人事委員会事務局の項、教育委員会事務局の項から県立歴史博物館の項まで及び警察本部の項から警察学校の項までに規定する各組織に置かれる付の職務並びに県立学校に置かれる学校付の職務については、6級、7級、8級、9級又は10級とする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。



兵庫県人事委員会告示第4号

平成9年人事委員会告示第1号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

兵庫県人事委員会
委員長 太田和成

表中「職員課」を「任用課」に改める。

人 事 委 員 会 訓 令

兵庫県人事委員会訓令第1号

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

兵庫県人事委員会
委員長 太田和成

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令

人事委員会決裁規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
第9条第3項及び第15条第2項中「総務課長」を「任用課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。



兵庫県人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

兵庫県人事委員会
委員長 太田和成

人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局職員服務規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
第20条第2項中「総務課長」を「任用課長」に改める。
第28条を第29条とし、第19条から第27条までを1条ずつ繰り下げ、第3章中第20条の前に次の1条を加える。
（勤務時間）

第19条 職員の勤務時間については、人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第1号）の定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。



兵庫県人事委員会訓令第3号

人事委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

兵庫県人事委員会

委員長 太 田 和 成

人事委員会公印規程の一部を改正する訓令

人事委員会公印規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。
第3条及び別表中「総務課長」を「任用課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。